

議第75号

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成30年 3 月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

流域下水道施設の管理業務の瑕疵に係る損害賠償の額を次のとおり定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、議決を求める。

6, 2 0 7, 0 0 0 円

（参 考）

平成29年10月23日（月）10時頃から23時頃まで琵琶湖流域下水道湖南中部処理区管内において、市街地での溢水を低減させるため下水道管のマンホール蓋を開ける際に農地への下水流入防止措置を講じなかったことにより、耕作者4者に対し、損害を与えたことによる賠償金である。